

【研究ノート】

山口県立山口博物館所蔵長州藩札について

荒 卷 直 大

Hansatsu Paper Money of Chōshū Domain possessed in the Yamaguchi Museum

Naohiro Aramaki

山口県立山口博物館研究報告

第47号(2021年3月)別刷

Reprinted from

BULLETIN OF THE YAMAGUCHI MUSEUM

No.47(March 2021)

【研究ノート】

山口県立山口博物館所蔵長州藩札について

荒巻 直大¹⁾

Hansatsu Paper Money of Chōshū Domain possessed in the Yamaguchi Museum

Naohiro ARAMAKI

1 はじめに

藩札とは、江戸時代に各藩が幕府の貨幣や米など価値のある物との交換を保証し、領内で通用させた紙幣のことである。藩札の発行は福井藩（越前松平家）によって寛文元年（1661）に発行したものを嚆矢とし、明治時代初めまでに西日本を中心に200余の藩が藩札を発行した。藩内外の有力商人・豪商が発行を請け負うこともあった。

当館には長州藩札「天保4年札」8種20枚、「明治4年札」6種18枚が所蔵されている。本資料については、伊原慎太郎氏⁽¹⁾が「萩藩札の整理と発行状況の検討」（「山口県立山口博物館研究報告」第19号所収 1993 山口県立山口博物館発行）において、その整理及び報告をしているが、本報告ではその資料詳細について、報告するとともにその考察を試みたい。なお、長州藩札発行に関する諸研究には貨幣史や金融史や財政史的観点からの研究など多くの論考がある。

2 長州藩藩札の種類について

長州藩の藩札発行の経緯とその発行時期について、概要を先行研究から整理してみたい。ここでは山本勉弥氏「毛利藩貨幣（萩文化叢書第7巻 萩文化協会 1954）、石川卓美氏「防長歴史用語辞典」（マツノ書店、1986）があり、本報告ではこれらに依拠していることをあらかじめ明記しておく。

長州藩は藩及び藩士の財政や家計の窮乏を補うため藩札発行に際し、越前福井藩（越前松平家）をはじめ他藩の発行例を調査し、延宝5年（1677）7月15日に縦5寸、横1寸2分の10種の銀札「延宝札」（10匁、5匁、4匁、3匁、2匁、1匁、5分、4分、3分、2分）を最初に発行する。これらは不換紙幣のため諸物価が上昇し信用貨幣としては不安定であった。札遣仕法は不明である。宝永4年（1757）幕府は諸国の藩札発行が元禄の改鑄金銀貨の円満な流通を妨げることから諸国における藩札流通を停止した。宝永4年11月この布達をうけ、長州藩は延宝札の領内通用を停止した。享保15年（1730）幕府は従前に藩札発行していた諸藩に対して

1) 山口県立山口博物館（考古）

20万石以上は25年間、20万石以下の15年間の通用期間で藩札通用禁止を解除した。これを受け、長州藩は通用許可を申請し、札遣仕法を定めて同年11月から25年間の期限で旧来の「延宝札」10種に1分札を加えた11種の札銀を発行した。当初は「延宝札」古札に添印^{ぞえいん}して使用していたが、後に新札「享保札」も発行した。翌享保16年（1731）藩札と米との交換、正銀との交換等の事務のため萩町内には呉服町、御許町、浜崎の3カ所、諸郡には瀬戸崎、船木、山口、三田尻、下松、波野、山代の7カ所、計10カ所に「札座」を設けた。なお札銀の通用は藩内に限り、他藩領の人間の札銀使用と両替は許可されず、藩外との交易は藩内の産物を札銀で購入して藩外に販売し、正銀を持ち帰り、札銀で引き換える方法をとった。「享保札」は享保17年（1732）蝗害からおこった享保の飢饉のため増刷した。その結果、紙幣の信用不安から紙幣流通が停滞した。藩は流通を奨励するが金融を圧迫した。元文4年（1739）、藩は許可年限に達しないにもかかわらず札銀流通を一旦停止後、廃止してしまった。

「享保札」停止のまま、宝暦3年（1753）、藩は宝暦4年（1754）までの残り2年の発行権を残した状態で、期間延長を幕府に申請し改めて幕府の認可^{あんえい}をうけた。こうして安永8年（1779）までの実質27カ年の通用期間をもつ「宝暦札」11種を発行した。この「宝暦札」は延宝・享保の仕法を基としている。その形式、寸法は延宝札と同じ。

宝暦4年以降の札については最終添印を以って発行年としている。安永8年（1779）、「宝暦札」の通用期間が満了すると、事前に期間の更新を幕府に申請し、同9年（1780）から文化元年（1804）までの25年間は従来の藩札に「防長通用安永改」を加印して通用させた。その後も期間更新の申請を継続し、天保4年（1833）にも「天保改正」の加印をして廃藩まで流通させている。

廃藩後、新政府は旧来の通貨制度を受け継ぎ、幕藩時代の金銀銭貨や藩札をそのまま通用させる一方、通貨不足解消のために太政官札などを発行し、明治4年（1871）に新紙幣との交換比率を定めるが、紙幣発行が間に合わず、旧来の藩札に交換額を記した大蔵省印を押印して流通させた。最終的には藩札の処理を完了したのは明治12年（1879）であった。

3 当館所蔵の藩札について

先述のとおり、当館は、「天保4年発行長州藩札」、「明治4年発行長州藩札」を所蔵しているが、（表1・2一覽参照）ここではその図案及び押印について解説する。

両札の版の図案は「宝暦3年札」の版と同様であるが、版の細微については小異がある。⁽²⁾

全ての札の共通点として、法量が縦5寸、横1寸2分であること。表面は4段に分かれ、上から2段目は草花模様で囲まれた分銅形に「十もんめ」「式ふん」など銀貨との換当価格が表示してある。4段目は空欄。裏面は3段に分かれ、中段には「防長通鈔宝暦印製私交易及偽造者札」篆書16文字、その上部には表の換当価によって異なる。10匁札は「値銀十銭」の刷込。5匁、4匁、2匁、1匁、5分、4分、3分、2分の各札は換当価の個数ほど「匁」なら小槌、「分」なら宝珠が図示してある。

料紙については、徳地の能美家が延宝4年（1676）に初めて御内用紙を漉立^{すた}てしており、翌年発行の「延宝札」用紙と宝暦3年（1753）発行の「宝暦札」用紙は能美家が漉いたものであり、本資料についても徳地・堀で漉いた徳地和紙を用いたものと推定される。⁽³⁾ なお、御内用

表1 天保4年(1833)発行 藩札一覧

	藩札額面	法量	
		縦(cm)	横(cm)
1	10匁札-1	15.0	3.7
2	10匁札-2	15.0	3.6
3	10匁札-3	14.7	3.6
4	10匁札-4 ⁽⁴⁾	14.9	3.7
5	10匁札-5 ⁽⁵⁾	14.9	3.7
6	5匁札-1	14.6	3.6
7	5匁札-2	14.6	3.4
8	4匁札-1	14.4	3.3
9	4匁札-2	14.1	3.4
10	3匁札	14.3	3.4
11	5分札-1	14.4	3.4
12	5分札-2	14.5	3.5
13	5分札-3	13.9	3.3
14	5分札-4	14	3.3
15	5分札-5	14.1	3.4
16	4分札-1	14.0	3.3
17	4分札-2	14.4	3.5
18	3分札-1	14.2	3.4
19	3分札-2	14.2	3.5
20	2分札	15.0	3.7

※ 1匁=10分

表2 明治4年(1871)発行 藩札一覧

	藩札額面	法量	
		縦(cm)	横(cm)
1	3匁札-1	14.8	3.6
2	3匁札-2	14.1	3.3
3	3匁札-3	14.4	3.5
4	3匁札-4	14.4	3.5
5	3匁札-5	14.5	3.4
6	3匁札-6	14.6	3.5
7	3匁札-7	14.6	3.6
8	2匁札	14.4	3.5
9	1匁札	14.0	3.5
10	4分札-1	14.4	3.5
11	4分札-2	14.4	3.3
12	4分札-3	13.8	3.4
13	4分札-4	13.8	3.3
14	3分札-1	15.1	3.7
15	3分札-2	14.2	3.4
16	3分札-3	14.2	3.4
17	2分札-1	14.5	3.5
18	2分札-2	15.0	3.7

紙は楮^{こうぞ}、雁皮^{がんぴ}、三桎^{みつまた}を混用して原料としているが、本資料の繊維配合比率は不明である。

以下、状態の良い「天保4年発行10匁札」、「明治4年発行3匁札」「明治4年発行3分札」について解説する。

天保4年発行10匁札

(表)

1段目に米俵の三俵の上に大黒天^{だいこくてん}と蓑^{みの}、宝珠^{ほうじゅ}

3段目に松竹

三連印⁽⁶⁾ (朱印)

(裏)

上段に釣り上げ恵比寿^{えびす}

下段に奔馬^{ほんば}。

「天保改正」 (朱印)

「防長通用安永改」 (朱印)

(表)



(裏)



明治4年発行3匁札

(表)

1段目に柄の先に唐団扇をもつ布袋

3段目に羽を広げた孔雀

三連印(朱印)

(裏)

上段に雲中の龍

下段に雲中の鳳凰

「式厘 大蔵省印」(朱印)

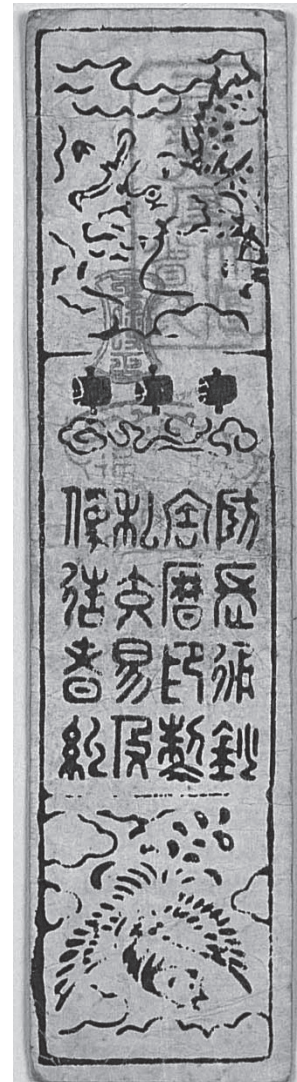
「天保改正」(朱印)

「防長通用安永改」(朱印)

(表)



(裏)



明治4年発行3分札

(表)

1段目に酒甕さかかめの上に立つ狸しゅうじょう々(7)と盃
 3段目に波上を飛ぶ二羽の千鳥ちどり
 三連印(朱印)

(裏)

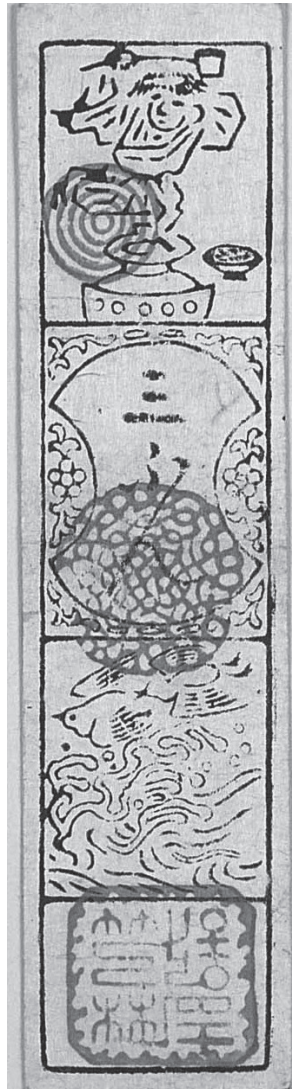
上段には、寿老人じゅうろうじんと鹿
 下段には雲中の鶴

「四厘大藏省印」(朱印)

「天保改正」(朱印)

「防長通用安永改」(朱印)

(表)



(裏)



3 補足と検討課題

以上、当館が所蔵する長州藩藩札について、その詳細を報告してきたが、最後に補足と今後の検討課題について述べる。

藩札は金銀貨などと比べて、そのもの自体の価値は低く、信用紙幣としての上になり立っており、偽造や変造による利益が大きく、その対策に諸藩は苦勞した。そのため用紙と印刷の両面から工夫を施した。具体的には原版を木版以外の金属版を使用する、透かしを入れる⁽⁸⁾、用紙に色を付けるなど、偽造防止の工夫をしている。長州藩藩札は一貫して版は大きく変えず、用紙に偽造防止のため能美家に伝わる薄い青線を染めこむ技術を用いたとあるが⁽⁹⁾、本資料では確認できなかった。また、両札の料紙であると推定される厚手の徳地和紙の繊維配合比率等は今報告では未だ調査に至っていない。今後の検討課題としたい。

注 釈

- (1) 山口県立山口博物館 歴史担当学芸員（在館1992～2014）
- (2) 山本P34
- (3) 徳地町史P187-188
- (4) 裏白紙
- (5) 表白紙
- (6) 上段に五重の円輪、中段に網目の順円印、下段（刷込4段目空欄部分）に不詳篆字の隅切角印
- (7) 架空の動物。酒に浮かれながら舞い謡い、尽きない酒甕を与える。近世には七福神の一柱とされていた。
- (8) 長州藩の支藩である長府藩発行「米五升預銭」^{あんせい}藩札安政3年（1856）発行には「長」のくずし字の透かしが入っている。
- (9) 山本P45

主要参考文献

- 山本 勉弥,「毛利藩貨幣」,萩文化叢書第7巻,萩文化協会,1954,p63.
 御園生 翁甫,『防長造紙史研究』,マツノ書店,1974,p1057.
 徳地町史編纂委員会,『徳地町史』,大村印刷株式会社,1975,p665.
 三坂 圭治,『萩藩の財政と撫育制度』,マツノ書店,1977,p212.
 石川 卓美,『防長歴史用語辞典』,マツノ書店,1986,p530.
 小川 国治,「長州藩経済政策と藩札」,『日本歴史』1987-02,465号,p1-20.
 内田 宏,『防長古刹圖録』,(榊浩文社,1989,p277.
 大場 俊賢,『全國式百式拾汎藩札図鑑』原色原寸版,島津書房,2006,p343.
 田中 誠二,『萩藩財政史の研究』,塙書房,2013,p576.
 増田 勝彦,大川昭典,稲葉政満,「藩札料紙について」,『保存科学』東京文化財研究所,1998,第37号,p84-98.

櫻木 晋一、大内 俊二、「長府博物館所蔵貨幣データベース化」,『下関市立大学 地域共同センター年報』,2010,第3号,p19-28.